

## 第9節 ごみ処理施設の整備

### 1 基本的な考え方

本市では、令和7年(2025年)1月に本市唯一の焼却施設であった名越クリーンセンターの焼却を停止し、令和7年度(2025年度)から「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に基づき、逗子市との事務委託により、燃やすごみの広域処理に移行しました。

市内の一般廃棄物処理関連施設は、燃やすごみの広域処理に伴い、名越クリーンセンター跡地において、収集した燃やすごみを大型車両に積み替え、効率的に処理施設に運搬するために整備予定のごみ中継施設(名越中継施設)、名越中継施設整備期間中、市内で排出される燃やすごみの中継施設である今泉クリーンセンター、資源物中間処理施設である笛田リサイクルセンター、植木剪定材の積み替えを行う植木剪定材受入事業場、不燃ごみの積み替えを行う坂ノ下積替所があり、それぞれの施設を市内各地域に分散して配置しています。

既存施設は、現在のごみ・資源物の処理に不可欠な施設であるため、当面は同敷地において継続します。ただし、既存施設が有する諸課題の解決や、新たな資源化の実施に当たっては、既存施設の敷地の利活用を優先的に検討するとともに、新たな用地の確保につながる情報収集に努めます。

また、ごみ・資源物の分別区分や処理方法、収集方法によって、効率的かつ効果的な一般廃棄物処理関連施設のあり方も変わることから、施設整備及び施設改修に当たっては、分別区分や処理方法、収集方法等も合わせて総合的に検討を行います。

### 2 一般廃棄物処理関連施設の整備方針

#### (1) 名越中継施設

広域処理への移行に伴い、収集したごみを大型車両に積み替えて処理施設へ効率的に運搬するごみ中継施設は、本市のごみ処理体制の中核を担う施設となります。

生活環境整備審議会での審議及び答申を得て策定した「名越中継施設整備基本計画」(令和5年(2023年)8月策定)を基本とし、令和6年(2024年)12月に契約を締結した施工事業者と密に連携を図るとともに、関係機関との協議を重ね、令和10年度(2028年度)中の稼働開始を目指し、遅滞なく着実に整備を進めます。

また、施設整備及び運営に当たっては、周辺環境の負荷軽減に配慮するとともに、施設周辺住民の理解を得られるよう丁寧な説明に努めます。

#### (2) 今泉クリーンセンター

名越中継施設整備期間中は、市内で排出された家庭系及び事業系の燃やすごみを受け入れ、大型車両に積み替えて処理施設まで効率的に運搬するごみ中継施設として継続利用します。

継続利用に当たっては、燃やすごみの搬入出による運搬車両の増加等が懸念されることから、周辺環境の負荷軽減に配慮するとともに、施設周辺住民の理解を得られるよう丁寧な説明に努めます。

また、名越中継施設稼働後の当該施設用地の利活用については、引き続き検討を進めるとともに、施設周辺の町内会と組織する協議会において協議・調整を行います。

(3) 笛田リサイクルセンター

笛田リサイクルセンターは、飲食用カン・ビン及びミックスペーパーの中間処理施設として、引き続き適正な維持管理と施設運営を行います。

一方で、当センターは竣工から約30年が経過しており、継続して利用するためには、施設及び設備の更新が必要となります。施設の更新に当たっては、分別区分や処理方法、収集方法等の検討を踏まえ、適切な施設改修又は整備方法を検討します。なお、処理の安定性及び処理経費の抑制の観点から、民間処理施設の活用についても併せて検討します。

(4) 植木剪定材受入事業場

植木剪定材受入事業場は、市民及び事業者が排出した植木剪定材を受け入れ、民間資源化処理施設に運搬するための積替施設として利用しています。市内に資源化処理施設が見当たらないことに鑑みれば、現時点で選択できる有効な処理手法の一つであるため、周辺環境に配慮しながら、継続して利用していきます。

一方で、当事業場用地は、農業振興地域内の民有地を借用していることから、安定的な運用を図るため、同章第5節3の施策の実施スケジュールに沿った移転ができるよう準備を進めます。

(5) 坂ノ下積替所

坂ノ下積替所では、燃えないごみ、危険・有害ごみ等を有価物と不燃残さに選別し、民間処理施設に運搬するための積替施設として利用しています。

当積替所用地は、海岸線に面した崖下に立地しており、地震や津波、近年頻発している風水害の影響を受けやすいことから、安全性の確保及び安定的な運用を図るため、同章第5節3の施策の実施スケジュールに沿った移転ができるよう準備を進めます。

(6) 新たな資源化処理に係る施設整備等

施策1-1-3及び1-2-3に記載のとおり、現時点では焼却処理を行っているものの、資源化の可能性のある使用済み紙おむつや、市内で排出される燃やすごみの多くの割合を占める生ごみについて、「ゼロ・ウェイストかまくら」の基本理念に基づき、資源化の実施に向けて検討を進めることとしています。

生ごみの資源化に当たっては、施設候補地周辺の住民からの意見等を踏まえ、堆肥化に限らず広く資源化手法を調査し、環境面・財政面・安定性等の観点から、実現に向けて多面的に検討を行います。また、民間処理施設の活用についても併せて検討します。

使用済み紙おむつ資源化に当たっては、全国的にも先行事例が少ないことから、国及び県の動向、民間事業者における先導事例の研究や施設整備の状況、過年度に実施した実証実験の結果等を踏まえ、資源化に関する課題を整理し、資源化手法、処理手法（施設整備・民間処理施設の活用等）、収集体制等を環境面・財政面・安定性等の観点から検討し、実現を目指します。